

福岡歯科大学

平成 25 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

福岡歯科大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、福岡歯科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

学則第 1 条で、目的については「歯学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科医師を養成すること」とあり、また、使命については「社会福祉に貢献するとともに歯科医学の進展に寄与すること」と記されている。学士課程における個性・特色については、平成 16(2004)年に策定された「福岡歯科学園の中期構想」において「口腔医学の学問体系の確立」を掲げ、「口腔の健康を通して全身の健康を守る」歯科医師の養成を目指し、総合的な口腔医学を実践している。また、使命・目的を達成するため平成 23(2011)年 3 月に制定された「福岡学園第二次中期構想」(以下、「第二次中期構想」)やこれに基づいた各年度の事業計画、カリキュラム見直しなどには役員、教職員が関わっており、それぞれの理解と支持を得ている。教育研究組織の構成については、医学系科目の充実、老人保健施設や老人福祉施設を設置していることから整合性は図られている。

「基準 2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは、大学案内、ホームページ、入学試験要項、学生便覧などで公表され、これに沿って多様な入学者選抜が工夫されている。教育課程を五つのブロックに分けて体系化を図っている。各種委員会やワーキンググループにおいて教授方法・評価方法の開発・改善に向けた取組みが行われている。学修支援については、教員と職員の協働による各種委員会活動及び SA(Student Assistant)などの活用により充実が図られている。単位認定、進級及び卒業認定などの基準は、学則及び規則などで明確に位置付けられ、かつ厳正に適用されている。また、平成 21(2009)年度からの 3 年間にわたる、文部科学省の学生支援推進事業により、「就業情報通信システム」を整備し、社会的・職業的自立に関する相談・助言などを行っている。口腔歯学部においては、授業アンケート、共用試験(CBT、OSCE)合格率、歯科医師国家試験合格率などをもとに、教育目的達成状況の点検・評価と改善に向けた取組みを行っている。また、大学院では、研究科委員会・同運営委員会が中心となって教育目的の達成状況の評価とフィードバックを行っている。また、教員の資質・能力の向上を図るため、FD(Faculty Development)、授業評価、人事考課、研究業績の公開、研究活動に関する理事長・学長ヒアリングなどの取組みがなされ、FD については、学生支援の充実、教員の資質向上、研究の活性化の三つの観点から年 10 回程度実施している。

「基準 3. 経営・管理と財務」について

法人の運営は、学校法人福岡学園の寄附行為、「組織規程」「就業規程」及び「経理規程」

などに基づき適切に行われている。理事会は、社会性や教学組織とのバランスに留意するとともに、法人としての迅速な意思決定ができるよう概ね毎月1回開催している。学長の諮問機関として、「部長会」を設けており、教授会の審議は、この「部長会」での議論及び教授会のもとに置かれる各種委員会の審議を経て行われている。中期構想、事業計画、学則などの重要規定の改正、教員採用などの重要案件は、教授会、「常任役員会」及び法人役員と教育職代表者で構成する「学園連絡協議会」の審議を経て理事会において審議・決定しており、法人と教学の意思統一と相互チェック機能に留意した仕組みを有している。事務組織は、「組織規程」「事務分掌規程」に基づき、権限の分散と責任の明確化に配慮した編成と職員配置になっており、管理職としての意識を高め、組織の活性化を図るため、平成24(2012)年度には管理職任期制の導入を決定している。財政基盤は、帰属収支差額比率、人件費比率、教育研究活動収支差額比率、積立率、流動比率などの主要な財務比率は良好であり、財務収支はバランスのとれたものとなっている。会計処理は、学校法人会計基準、「予算規則」「経理規程」「経理規程施行規則」に基づき適正に行われている。

「基準4. 自己点検・評価」について

大学は、原則2年ごとに自己点検・評価を実施し、報告書として「現状と課題」を作成ののち、翌年には「改善報告書」を作成するというPDCAサイクルがシステムとして定着している。中期構想については、平成12(2000)年に「福岡歯科学園の新世紀へむけての将来構想」、平成16(2004)年に「福岡歯科学園の中期構想」、平成23(2011)年には、「第二次中期構想」を策定するなど、進展に合わせた継続的な改定が行われている。

総じて、大学は自らが掲げる使命・目的に基づき適切に教育・研究及び地域連携に取り組んでいる。平成23(2011)年には「第二次中期構想」を公表し、詳細な目標設定のもと、更に質の高い高等教育機関への努力を続けている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取り組みとして設定されている、「基準A.口腔医学の推進」「基準B.社会貢献・大学間連携・国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

学則第1条の「歯学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科医師を養成すること」を目的とし、「社会福祉に貢献するとともに歯科医学の進展に寄与すること」を使命と定め、達成しようとする社会的使命・目的について簡潔かつ明確に示している。また、この目的を教育目的としているほか、学則第1条をもって建学の精神としている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

平成16(2004)年に策定された「福岡歯科学園の中期構想」において「口腔医学の学問体系の確立」を掲げ、平成23(2011)年3月に制定された「第二次中期構想」では、「口腔医学の確立・育成」を教育に関する目標に設定し、「口腔の健康を通して全身の健康を守る」歯科医師の養成を目指した教育の実践により、個性・特色の明示をしている。

法令に照らして、適切な目的を掲げ、口腔医学のフロントランナーとして、従来の歯学に一般医学・福祉の要素を取入れた、より総合的な口腔医学教育の実践をしている。

平成25(2013)年4月から「歯学部・歯学科」を「口腔歯学部・口腔歯学科」に名称変更し、超高齢社会への変化に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

平成16(2004)年に策定された「福岡歯科学園の中期構想」において「口腔医学の確立」を教育目標としたことは、役員、教職員の理解と支持を得るほか、学内外へ積極的に周知されている。

中長期的な計画については平成23(2011)年3月に制定された「第二次中期構想」に示されており、更に、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシ

一にも使命である社会福祉への貢献を求めている。

使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成については、医学系科目の充実、介護老人保健施設や介護老人福祉施設をキャンパス内に設置するなどして、整合性を図ることができている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーが明示され、大学案内、ホームページ、入学試験要項、学生便覧などで公表されている。

アドミッションポリシーに沿って、人間性重視の AO 入試、推薦入試、基礎学力重視の一般入学試験、総合力重視の大学入試センター試験利用入試など、多様な入学者選抜が工夫されている。

入学定員は概ね満たされ、新たに設置された受験者対策プロジェクトチームによる広報活動などを通して適切な学生受入れに向けた努力がなされている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目標に基づいてディプロマポリシーが策定され、これを実施するためのカリキュラムポリシーが明示されており、対応関係もわかりやすく整理されている。

教育課程を五つのブロックに分けて体系化を図るとともに、講義・演習・実習などを組合せた授業を実施し、各種委員会やワーキンググループにおいて教授方法・評価方法の開発・改善に向けた取組みが行われている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教員と職員の協働による各種委員会活動及び SA(Student Assistant)などの活用による学修支援や授業支援の充実が図られている。

各教員によるオフィスアワーの利用だけでなく、学生の状況に応じて各学年に配置された「助言教員」が、学修支援及び授業支援にあたり、学生に対して医療人となる自覚の促しや学修意欲を向上させる仕組みとして有効に機能している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業認定などの基準は、学則及び「試験、成績の評価及び進級に関する規則」に明確に位置付けられ、かつ厳正に適用されている。留級（留年）学生・仮進級学生などに対する制度改善にも取り組んでいる。

定期試験の受験資格は、講義科目は開講授業時間の3分の2以上、実習などの科目は5分の4以上の出席が条件とされ、遅刻や中途退出は欠席扱いにするなど、厳格な出席管理が行われている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

平成 21(2009)年度からの3年間にわたる文部科学省の学生支援推進事業により、進路選択に関する指導、ガイダンス、キャリア支援に関する組織体制の整備を行った。「歯科医師キャリア・教育フォーラム」「歯科医師キャリアパス講演会」などを実施し、学生の歯科医師キャリア形成の能力獲得意欲の強化、職業意識や職業倫理感の向上などに努めている。

また、学生の就業支援のためのステーションとして、都市部や離島・へき地における特徴ある診療情報や就業情報の掲載をはじめ、臨床実地体験記録などのポートフォリオなどの機能を加えた「就業情報通信システム」を整備するほか、主に「助言教員」らが社会的・職業的自立に関する相談・助言などを行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

口腔歯学部においては、授業アンケート、共用試験(CBT,OSCE)合格率、歯科医師国家試験合格率などをもとに教育目的達成状況の点検・評価を行うと同時に、それをもとに改善に向けた取組みを行っている。また、大学院歯学研究科では、研究科委員会・同運営委員会が中心となって教育目的の達成状況の評価とフィードバックを行っている。

教育目標を達成するため、中期構想と各年度の事業計画を策定しており、各年度の実施状況について検証を行い、その結果をホームページなどにより学内外に公開している。更に、内容ごとに関係の委員会などで今後の教育内容・方法及び学修指導などの改善策を検討する仕組みが機能している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学務委員会、「助言教員」、学務課学生係など教職連携のもとで、経済的支援・課外活動支援・健康相談・心的支援・生活相談などのさまざまな学生サービスを行っている。各学年に「助言教員」を配置し、学生の修学上の相談や生活上の相談をきめ細かく行っている。

大学独自の奨学制度として、学業成績が特に優秀な学生や入学試験の成績が特に優秀な者に対する奨学金制度を運用している。また、大学の外郭団体である「学生共済会」は、就学共済金の給付、奨学金の貸与、医療費補助などの学生の生活支援を行っている。

学生自治組織「福岡歯科大学学友会」を通して、学生の意見・要望をくみ上げ、学生サービスの改善に向け努力している。

【参考意見】

○隣接する附属病院の一般診療を学校保健安全法の定める保健室としているが、学生が健康相談などでも利用できるような窓口を一般診療とは別に設けるなどの配慮が望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学部、大学院ともに、必要専任教員及び教授の数を満たしていると同時に、教育目的及び教育課程に即した教員が適切に配置されており、年齢バランスも適正である。

教員の採用・昇任は、「教員選考規程」に基づき適切に行われている。また、教員の資質・能力の向上を図るため、FD、授業評価、人事考課、研究業績の公開、研究活動に関する理事長・学長ヒアリングなどさまざまな取り組みがなされ、FD は、学生支援の充実、教員の資質向上、研究の活性化の三つの観点から、年 10 回程度実施されている。更に、アカデミック・ポートフォリオの作成を義務付け、研究活動を「研究業績データベース」としてホームページに公開している。

教養教育は、学務委員会及びそのもとに置かれたワーキンググループが運営上の組織となり、「社会・基礎医歯学部門会」を月 1 回開催し、教養教育を含めた部門間の調整を図っている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、設備、実習施設、図書館、そのほかの付属施設などの教育環境は設置基準を踏まえて適正に整備され、各規定に基づいて適切に運営・管理されている。

教育研究に必要な講義室、セミナー室、実験・実習室、教員の研究室及び必要な機器・備品は十分に整備されている。

授業を行う学生数は授業の内容と教育効果を考慮して適切に管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人の運営は、寄附行為、「組織規程」「就業規程」「経理規程」などの諸規定に基づき適切に行われている。

大学の使命・目的を達成するため、これまでの中期構想及び毎年度事業計画が策定されており、理事会及び教授会を中心に、これらの計画の実現のための検討が継続的に行われている。

専任教員数、校地・校舎などの基準、自己点検・評価の実施、FD の実施などは、学校教育法、私立学校法、大学設置基準などの法令を遵守し、適正に行われている。

防火・防災は、「防火・防災管理規程」及び職員や学生のための防災マニュアルを作成し、防災訓練も毎年実施している。

また、ハラスメントの防止やコンプライアンスの確保についても、それぞれ関係の規定を整備し、適切に運営されている。

教育情報及び財務情報は、ホームページにわかりやすい形で公開している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、学外の学識経験者や教学代表者を含めてバランスよく構成されており、社会性や教学組織の意見の反映に留意したものとなっている。また、理事会は、法人としての迅速な意思決定ができるよう、毎月 1 回（8 月を除く）開催されている。

理事会に提出される事案は、理事長、常務理事、学長、病院長、事務局長で構成される「常

任役員会」及び法人役員と教育職代表者で構成される「学園連絡協議会」での審議を経ることとしており、法人組織と教学組織の意思の疎通、課題の共有化に留意し、戦略的な意思決定ができる仕組みとなっている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長の諮問機関として、病院長、学生部長、部門長などの役職教員で構成される「部長会」を設けており、教授会の審議は、「部長会」での議論及び教授会のもとに置かれる各種委員会の審議を経て行われている。また、大学院における教学上の意思決定は、研究科委員会で行われており、同委員会のもとには、「運営委員会」及び「企画委員会」が置かれている。これらの会議や委員会は、規定によりその責任と権限を明確化しており、全学的な意見が適切に反映される仕組みとなっている。

また、学長のリーダーシップを高め、教育研究の活性化を図るため、「学長重点配分経費」を設けており、当該経費を活用して成果を上げている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

中期構想、事業計画及び学則などの重要規定の改正、教員採用などの重要案件は、教授会、「常任役員会」及び「学園連絡協議会」の審議を経て理事会において審議・決定しており、法人と教学の意思統一と相互チェック機能に留意した仕組みを有している。

また、理事長、専務理事、常務理事、学長、病院長、事務局長及び事務局各課長で構成する「事務連絡会」を開催し、事務局各課と法人及び教学における業務についての情報共有と意思統一を図る仕組みを設けている。法人の意思決定については、教職員全員に迅速に周知・徹底するため、理事会及び評議員会の議事録を電子掲示板で公開している。

教職員の任免など、理事長が法人全体の統括者としてリーダーシップを発揮できる体制を整備する一方、教職員から一般医科教育のカリキュラム見直しや事務機能の情報化の提

案をくみ上げ運営に反映するなどボトムアップ体制も整えている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織は、「組織規程」「事務分掌規程」に基づき、権限の分散と責任の明確化に配慮した編制と職員配置になっており、管理職としての意識を高めている。

事務局が主管する「事務連絡会」を月 1 回開催し、事務局と法人、教学の意思疎通と意思統一を図るほか、「課長会」を月 2 回開催し、各課間の情報を共有する仕組みを有している。

事務局職員が情報を共有し、連携作業を可能とする情報基盤の形成やペーパーレス化の推進を可能とする「事務情報共有システム」を構築している。

SD(Staff Development)については、学内研修を階層別、専門研修に分け機能的に実施するほか、学外の研修にも積極的な参加を促している。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

財政基盤の確保については、「第二次中期構想」の中で、具体的な目標を設定しており、毎年度決算確定後に今後 10 年間の収支推計を行い、当該推計に基づいて毎年度の事業計画及び予算基本方針を決定している。

収入面では、学生生徒等納付金の安定的な確保に努めるほか、補助金などの外部資金の獲得、附属病院の医療収入の増及び資産運用による増収を図っている。支出面では、事務部門の業務効率化、人員配置の適正化による人件費の抑制に努めている。

帰属収支差額比率、人件費比率、教育研究活動収支差額比率、積立率、流動比率などの主要な財務比率は良好であり、財務収支はバランスのとれたものとなっている。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、各予算執行責任者のもと、学校法人会計基準、「予算規則」「経理規程」「経理規程施行規則」に基づき、適正に行われており、予算の執行状況は、月次報告を作成・分析し理事長に報告するとともに、会計システムにより各部署においてリアルタイムに把握できる仕組みを構築している。

私立学校振興助成法に基づく公認会計士による監査と私立学校法及び寄附行為に基づく監査が適正に行われている。監事は、理事会に毎回出席し、法人の運営全般に係る状況を把握するとともに、年に数回、公認会計士と監査内容についての協議を行い、情報の共有化に努めている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的を達成するため、平成 12(2000)年には「福岡歯科学園の世紀へむけるの将来構想」、平成 16(2004)年には「福岡歯科学園の中期構想」、平成 23(2011)年には「第二次中期構想」を策定しており、これらの計画は時代の進展に合わせて継続的に見直しが行われている。

自己点検・評価は、平成 3(1991)年度から 2 年ごとに実施しており、その結果は「現状と課題」としてとりまとめられている。なお、平成 12(2000)年度以降の自己点検・評価は、前述の中長期計画に連動させて実施しており、更に、平成 21(2009)年度からは、「現状と課題」の中で改善すべき課題とされた事項への取組み状況をまとめた「改善報告書」を作成している。

自己点検・評価の体制は、自己点検・評価委員会規則に定めており、当該委員会と学務

委員会などの関連委員会及び事務局が連携して行う仕組みとなっている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

大学の自己点検・評価書である「現状と課題」と「改善報告書」は、いずれもエビデンスに基づいて作成されている。

現状を把握するためのデータは、自己点検・評価を行う過程で継続的に収集・分析・整理され、大学運営にも活用されている。

自己点検・評価書としてとりまとめられた「現状と課題」は、文部科学省をはじめ関係機関に配付しており、改善すべき課題に対する取組み状況をまとめた「改善報告書」とともにホームページに掲載し、学内をはじめ広く社会に公開している。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学の自己点検・評価は、「第二次中期構想」などの計画に基づき、2年ごとに「現状と課題」としてとりまとめられており、更に、その翌年度には、課題に対する取組み状況をまとめた「改善報告書」を作成している。これら二つの報告書の作成は、平成 21(2009)年度以降継続的に実施されており、PDCA サイクルがシステムとして定着している。

また、教職員の人事評価は、平成 19(2007)年度から開始されており、目標設定と評価結果のフィードバックなど、PDCA サイクルの手法が取入れられており、組織の活性化のためのシステムとして機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 口腔医学の推進

A-1 歯科医療の未来

- A-1-① 口腔医学の必要性

A-1-② 学内外への周知

A-1-③ 口腔医学推進体制等の整備

【概評】

平成 16(2004)年に策定された「福岡歯科学園の中期構想」において「口腔医学の確立」を教育目標に掲げ、平成 25(2013)年 4 月から「歯学部・歯学科」を「口腔歯学部・口腔歯学科」へと名称変更し、戦略的の大学連携事業のもと、他の歯学系・医学系 7 大学と連携しながら、「口腔医学」のフロントランナーとして新しい歯科医学・歯科医療を目指している。「口腔医学」の考え方は、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーにも生かされている。また、「口腔医学」を推進するため、平成 14(2002)年に介護老人保健施設、翌年には介護老人福祉施設をキャンパス内に開設するとともに、平成 17(2005)年には、附属病院を「福岡歯科大学医科歯科総合病院」に改称し、一般医科の内科、外科、形成外科などの 9 診療科に専任教員を配置するなど、施設整備、診療体制、教育体制の整備に努めている。この「口腔医学」の推進には、現在の歯科医療体制及び社会体制の整備が必須である。なお、口腔医学のフロントランナーとして、大学は今後更に広く歯科医師を養成する高等教育機関との協調性を図ることが期待される。また、今後、どのような形で、学修を修了した歯科医師が社会で活躍し得るのかについても期待したい。

基準 B. 社会貢献・大学間連携・国際交流

B-1 大学が持っている人的・物的資源の社会への提供及び大学間連携並びに国際交流

B-1-① 大学施設の開放、医療・介護の提供、公開講座など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供の有用性

B-1-② 多様な大学間連携の有用性

B-1-③ 海外の大学との国際交流の有用性

【概評】

教育・研究・医療活動から得られた成果をもとに、一般市民対象の一般公開講座から医療従事者などを対象とした専門講座まで、多種多様な公開講座・講演会の実施をはじめ、「まるごと福岡学園」「出前講座」「お口と体の無料健康相談」などの実施、附属の医科歯科総合病院や同法人内の介護老人施設を通じた医療・介護の提供など地域交流・貢献に当たっている。更に、平成 23(2011)年 12 月には、サテライト施設として「口腔医療センター」を開設し、歯科医師などの生涯学習や病診連携を推進している。また、地域社会におけるスポーツ活動の振興に資するため、グラウンド開放及び緊急時の避難場所として体育館などを提供している。

平成 20(2008)年度に文部科学省から採択された戦略的の大学間連携支援事業（「口腔医学の学問体系の確立と医学・歯学教育体制の再考」）では、他の 7 大学と連携し、TV 配信授業、モデルシラバスや共通教材の開発、シンポジウムの開催、SD・FD 及び教職員短期研修派遣などの事業を実施している。また、「4 大学歯学部交流会」「地下鉄七隈線沿線三大

福岡歯科大学

学連絡協議会」「西部地区五大学連携懇話会」「九州地域大学教育改善 FD・SD ネットワーク」「大学ネットワークふくおか」など多様な大学間連携に取り組んでいる。

現在、海外 6 大学と国際交流協定を締結し、5 大学と交流を実施しており、グローバルな感覚を身に付けた歯科医師育成に取り組んでいる。更に、北米やヨーロッパの大学との交流が検討されており、国際交流の更なる充実に期待したい。

